

様式第 1 7 (第 2 条関係)

診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 設 置 届

年 月 日

豊橋市保健所長 様

病 院 所 在 地
(診療所)

名 称

管理者氏名

電 話 番 号

次のとおり診療用エックス線装置を設置したので、医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

1 エックス線装置に関する事項	製 作 者 名				
	型 式				
	エックス線高 電圧発生装置 の定格出力	連 続 短 時 間 蓄 放 式	キロボルト波高値(kVp) ミリアンペア(mA)		
			キロボルト波高値(kVp) ミリアンペア(mA)秒		
			キロボルト(kV) マイクロファラッド(μ F)		
	エ ッ ク ス 線 管 の 数		管 球		
	用 途		透視用装置、撮影用装置、胸部集検用間接撮影装置、 治療用装置、輸血用血液照射装置、その他 ()		
2 エックス線診療に従事する 医師、歯科医師、診療放射 線技師又は診療エックス線 技師の氏名等	氏 名		職 種	エックス線診療に関する経歴	
3 設 置 時 期			年 月 日		

	胸部 集検 用間 接撮 影装 置	受像面有効面積外照射防止装置（角錐型照射筒）	有・無（理由：_____）
		受 像 器 の 一 次 防 護 し ゃ へ い	接触可能表面から10cmの距離における 空気カーマ1.0 μ Gy毎ばく射以下・超
		被照射体周囲の箱状しゃへい物（装置の操作 者等が室外へ容易に退避できない場合）	しゃへい物表面から10cmの距離における 空気カーマ1.0 μ Gy毎ばく射以下・超
	治療 装置 用装 置	濾過板が引き抜かれたときのエックス線を遮断 するインターロック（近接照射治療装置を除く。）	有・無
5 エックス線診 療室の放射線 障害の防止に 関する構造設 備の概要	診療室の天井、床、周囲の壁、出入口の扉、窓等 のしゃへい		画壁等の外側における実効線量 1mSv／週以下・超
	操 作 装 置		エックス線診療室 外 ・ 内（理由_____）
	エ ッ ク ス 線 装 置 使 用 中 表 示 装 置		
	エックス線診療室である旨の標識を付ける箇所		
6 エックス線診 療室の放射線 障害の防止に 関する予防措 置の概要	管 理 区 域	管 理 区 域 の し ゃ へ い	管理区域の境界における実効線量 1.3mSv／3月以下・超
		さ く 等 の 立 入 制 限 措 置	
		管理区域である旨の標識を付ける箇所	患者用・職員用・共用の出入口扉 又は付近の _____ 箇所
	注 意 事 項 の 掲 示 等	注 意 事 項 を 掲 示 す る 箇 所	患者用： 職員用：
		敷 地 の 境 界 等 に お け る 防 護	敷地内居住区域及び敷地の境界における 実効線量250 μ Sv／3月以下・超
		患者の被ばく防止（診療により被ばくする 放射線を除く。）	病室における実効線量 1.3mSv／3月以下・超
		放射線診療従事者等の被ばく防止等	外部被ばくを少なくする措置 有・無 被ばく線量測定器 有・無

添付書類

- 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図
- しゃへい計算書及び測定結果書（移動型及び携帯型は線量分布図）

記入上の注意

- （１） 管理区域を明示してください。
 - （２） しゃへい計算は、エックス線診療室の画壁等の外側、管理区域の境界、敷地内居住区域、敷地の境界及び病室等について行い、照射方向、エックス線管からの距離並びに防護物の材料及び厚さを記入してください。なお、本届出に関し、既にしゃへい計算書が提出されている場合並びに移動型及び携帯型の装置の場合は、添付の必要はありません。
 - （３） 測定は、エックス線診療室の画壁等の外側、管理区域の境界、敷地内居住区域、敷地の境界及び病室等について、各場所の最も実効線量が多いと考えられる地点で、通常の使用状態において行い、その結果を記入してください。
 - （４） 測定（計算）責任者の所属、職及び氏名を記入してください。
- 3 特別の理由によりエックス線診療室以外に移動して使用する場合又は特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室において使用する場合は、講ずる適切な防護措置の内容を記載した書面